

すぎのこ三島幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に係る 利用定員の設定について

1 概要

学校法人すぎのこ学園から、すぎのこ三島幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に係る特定教育・保育施設の確認申請がありました。

市において、子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の規定に基づき確認を行い、次のとおり利用定員の設定を予定しております。

つきましては、利用定員を定めるに当たっては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項により、「市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合 ^(※) にあつてはその意見を聴かなければならない」とされていることから、那須塩原市子ども・子育て会議の委員の意見を聴取するものです。

(※) …那須塩原市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき設置している会議です。

2 確認の内容

(1) 設置者

【法人名】学校法人すぎのこ学園

【代表者】理事長 戸田 直樹

【主たる事務所の所在地】那須塩原市東三島 2 丁目 87

(2) 事業開始年月日

令和 4 (2022) 年 10 月 1 日

(3) 施設の区分

幼稚園 (子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分)

(4) 施設の概要

【施設名称】すぎのこ三島幼稚園

【施設の所在地】那須塩原市東三島 2 丁目 87

【認可年月日】昭和 51 年 2 月 27 日

(5) 定員

利用定員					認可定員
1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	280人
84人	52人	26人	26人	26+6(満3歳児)人	